

## 意見公募要領

### 1 意見公募対象

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（案）等

### 2 意見公募の趣旨・目的・背景

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23に規定する危険物の取扱作業の保安に関する講習（以下「危険物取扱者講習」という。）は、現在都道府県が実施していますが、都道府県からの意見も踏まえ、デジタル化への対応として、オンライン講習を行う指定講習機関（同法第16条の4第2項に規定する指定講習機関をいう。以下同じ。）を新たに指定できるようにする必要があります。

また、消防法第14条の3の2及び規則第62条の4の規定により、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第8条の5に規定する製造所等は、一年に一回以上定期点検を行う必要があり、同様に規則第62条の5の4の規定により移動タンク貯蔵所の漏れの点検についても五年に一回以上行う必要があることとされています。

今回、危険物取扱者講習に係る指定講習機関の指定基準等を規定し、また、デジタル技術の活用による点検周期の合理化を可能とするために、危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）等を改正するものです。

### 3 資料入手方法

準備が整い次第 e-Gov (<https://www.e-Gov.go.jp/>) の「パブリックコメント」欄及び総務省ホームページ (<http://www.soumu.go.jp/>) の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

### 4 意見の提出方法・提出先

下記（１）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（２）～（４）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

#### （１）e-Gov を利用する場合

e-Gov (<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（２）によ

り提出してください。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： fdma.hoanshitsu\_atmark\_soumu.go.jp

総務省消防庁予防課危険物保安室 あて

※スパムメール防止のため@を「\_atmark\_」としております。送信の際には恐れ入りますが、半角に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の e-Gov を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくをお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8927 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省消防庁予防課危険物保安室 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD - R、CD - RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

(4) FAX を利用する場合

FAX 番号：03-5253-7534

総務省消防庁予防課危険物保安室 あて

※連絡先窓口の担当に電話連絡後、送付してください。

なお、別途、電子データによる送付をお願いする場合があります。

**5 意見提出期間**

令和 6 年 5 月 28 日（火）から令和 6 年 6 月 26 日（水）まで（必着）

※郵送についても、締切日に必着とします。

## 6 留意事項

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、e-Gov 及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省消防庁予防課危険物保安室にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

## 連絡先窓口

総務省消防庁予防課危険物保安室

担 当：早川、高橋

電 話：03-5253-7524

F A X：03-5253-7534

電子メールアドレス：fdma.hoanshitsu\_atmark\_soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「\_atmark\_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「\_atmark\_」を@（半角に修正してください）に直してください。



## 意見書

令和    年    月    日

総務省消防庁

予防課危険物保安室    あて

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(案)等」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

| 該当箇所 | 御意見 |
|------|-----|
|      |     |